

平成二十一年十一月十日受領  
答 弁 第 四 四 号

内閣衆質一七三第四四号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に關する質問に対する答弁書

一について

内閣官房内閣総務官室は、平成二十一年十月二十二日付けで、各府省に対し、内閣総理大臣、内閣官房長官又は内閣官房副長官に対する質問に關する国会答弁資料の様式、提出方法等に係る文書を配布した。

これは、慣例として、国会の開会に当たり、国会答弁資料作成に当たつての注意事項を各府省に配布していたことから、今国会開会に当たつても、従来どおりの注意事項を事務的に配布したものであるが、事務方が作成した答弁資料を内閣総理大臣等がそのまま読むのではないかという誤解を国民に生じさせかねないことから、同月二十七日に撤回したところである。

二の①から③までについて

内閣総理大臣等に対する質問が見込まれる国会審議の前日においては、慣例として、内閣総務官室から各府省の国会連絡室に対して国会待機を解除する旨の連絡を行うまでは、特段の指示がなくとも、必要な職員を待機させる体制をとつてきているところであり、平成二十一年十月二十七日においても、同様の体

制がとられていたものである。

二の④について

平成二十一年十月二十八日付けの朝日新聞社の記事について、同社に対する抗議は行っていない。

二の⑤について

平成二十一年十月二十八日及び二十九日の衆議院本会議においては、内閣総理大臣及び各閣僚は、答弁する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、それらを含む種々の情報を基にして、自らの考えで答弁を行ったところである。

三について

政権交代が行われたにもかかわらず、各府省に対し、従来の慣例に従って文書を配布したことについて、内閣官房長官から内閣総務官に注意を行ったところである。